職場における化学物質規制の 理解促進のための意見交換会 2024年2月27日

第1部 基調講演 化学物質による労働災害防止に向けて

産業医科大学 作業環境計測制御学 宮内博幸

開始にあたって 用語の理解

GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

1992年に採択されたアジェンダ21の第19章に基づいて、国、地域によって異なっている化学品の危険性や有害性の分類基準、表示内容などを統一する制度。国連危険物輸送に関する専門家小委員会(UNSCETDG)、OECD、国際労働機関(ILO)で検討され、最終的に、適切な化学物質管理のための組織間プログラム(IOMC)で調整されて2003年7月にとりまとめられた。国連GHS専門家委員会では2年に一度GHSの改訂を行っている。

参照:https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131003-01-all.pdf

GHSの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連GHS(改訂6版)の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- ●爆発物
- 可燃性ガス(自然発火性ガス、 化学的に不安定なガスを含む)
- ●エアゾール
- ●酸化性ガス
- ●高圧ガス

- ●引火性液体
- ●可燃性固体
- ●自己反応性化学品
- ●自然発火性液体
- ●自然発火性固体
- ●自己発熱性化学品

- ●水反応可燃性化学品
- ●酸化性液体
- ●酸化性固体
- ●有機過酸化物
- ●金属腐食性化学品
- ●鈍性化爆発物

■ 健康に対する有害性

- ●急性毒性
- ●皮膚腐食性/刺激性
- ●眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- ●呼吸器感作性又は皮膚感作性

- ●生殖細胞変異原性
- ●発がん性
- ●生殖毒性

- ●特定標的臓器毒性(単回ばく露)
- ●特定標的臓器毒性(反復ばく露)
- ●誤えん有害性

■環境に対する有害性

●水生環境有害性

●オゾン層への有害性

絵表示について



化薬類、 自己反応性 化学品、 有機過酸化 物

爆弾の爆発



可燃性/引火性 ガス、引火性エア ゾール、引火性 液体、可燃性固 体、自然発火 性液体・固体



支燃性・酸化 性ガス、酸化 性液体

円上の炎



高圧ガス

ガスボンベ



金属腐食性物質、皮膚刺激性、 眼に対する重篤 な損傷性

腐食性



水生環境有害 性

環境



急性毒性(高毒性)

どくろ



呼吸器感作性、 生殖細胞変異 原性、発がん 性、特定標的 臓器・全身毒 性

健康有害性



急性毒性(低 毒性)、眼刺激 性、皮膚感作 性、気道刺激 性

感嘆符

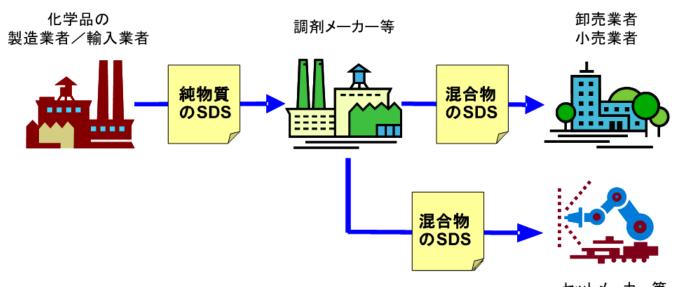
開始にあたって 用語の理解

SDS (Safety Data Sheet)

安全データシートとも呼ばれる、化学物質を含有する製品を他の事業者に提供する際、その性状及び取扱いに関する情報を提供するために製品ごとに配布する説明書。

SDS (Safty Data Sheet:安全データシート)

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者に伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 日本国内では、JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に、SDSの記載項目等が規定されています。



SDSの記載項目

- 1. 化学品及び会社情報
- 2. 危険有害性の要約
- 3. 組成及び成分情報
- 4. 応急措置
- 5. 火災時の措置
- 6. 漏出時の措置
- 7. 取扱い及び保管上の注意
- 8. ばく露防止及び保護措置

- 9. 物理的及び化学的性質
- 10. 安定性及び反応性
- 11. 有害性情報
- 12. 環境影響情報
- 13. 廃棄上の注意
- 14. 輸送上の注意
- 15. 適用法令
- 16. その他の情報

特別規則(特化測、有機則等)及び特別規則以外の 有害物による障害別災害件数

		災害件数	吸入による 神経障害等	眼に対する 障害	皮膚に対する 障害
特別規則 (特化則、 有機則等) の有害物	有害物計	73	33	14	27
	特化則	50	18	8	25
	有機則	18	10	6	2
	鉛	5	5	0	0
	通知・表示対象	129	13	32	90
	通知・表示対象外	3	0	1	2
特別規則以 外の有害物	原因物質不明	188	28	60	104
	一酸化炭素	32	32	0	0
	酸欠	2	1	0	0
	有害光線	6	0	6	0
	記載なし	12			
	合計	445	107	113	223

最下行の災害件数と各障害件数の和が一致しないのは、障害について複数回答の場合があるため

(出典:令和元年度労働者死傷病報告)

事業場の労働者数と災害発生の割合

労働者数	事故の型				
(人)	爆発・火災・破裂	有害物等との接触			
500 以上	2.8%	4.8%			
100~499	9.6%	23.3%			
50~99	6.7%	12.0%			
30~49	10.1%	13.3%			
10~29	41.0%	26.2%			
1~9	29.8%	20.4%			
計	100.0%	100.0%			

(出典:令和元年度労働者死傷病報告)

中小企業における化学物質管理の状況

	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク
企業規 模	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質	アセス メント (実施率)
5,000人 以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%
1,000~ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%
300~ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%
100~ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%
50~99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%
30~49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%
10~29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%

企業規模	有害業務 に従事記 ている認 謝合	有害業務 に関する に で に で に に に た の の に た の の の の の の の の の の の の	S D S が どのよう なものか を知って いる割合	ラベルが どのよう なものか を知って いる割合
5,000人 以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000~ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300~ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100~ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50~99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30~49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10~29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

(出典:平成30年労働安全衛生調査(実態調査)、平成26年労働環境調査)

職場における化学物質等の管理のあり方に関する 検討会 報告書概要

【背景】

- ① 日本の化学物質管理は「法令準拠型」すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- ② 工場等で日常的に使用されている物質は数万に上り、その用途もさまざまである
- ③ 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、この中には重篤な発がんも含まれる
- ④ 小規模事業場での災害発生が多い
- ⑤ 物質の危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されてこなかった
- ⑥ 化学物質管理は国際的な潮流(SDGs等)の中で行う必要がある



【自律的な管理への転換】

- ① 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する
- ② 国が定めた管理基準に基づいたリスクアセスメントの実施と対策を基本とする
- ③ 化学物質の自律的な管理のための実施体制を確立する
- ④ 小規模事業場支援を幅広く行う

なぜ改正が行われたか

- ・重篤災害の発生、労働災害件数の高止まり
- ・小規模事業場対策の遅れ
- ・ 化学物質管理の国際的な潮流からの遅れ



・ 特別規則を基本とした化学物質管理の限界

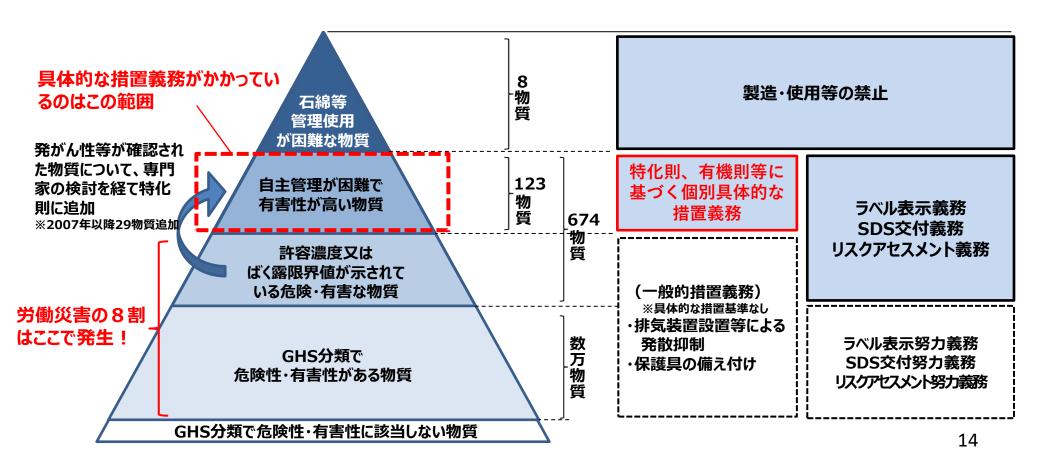
(特別規則: 特化則、有機則、鉛則、粉じん則等)

今回の改正の要点

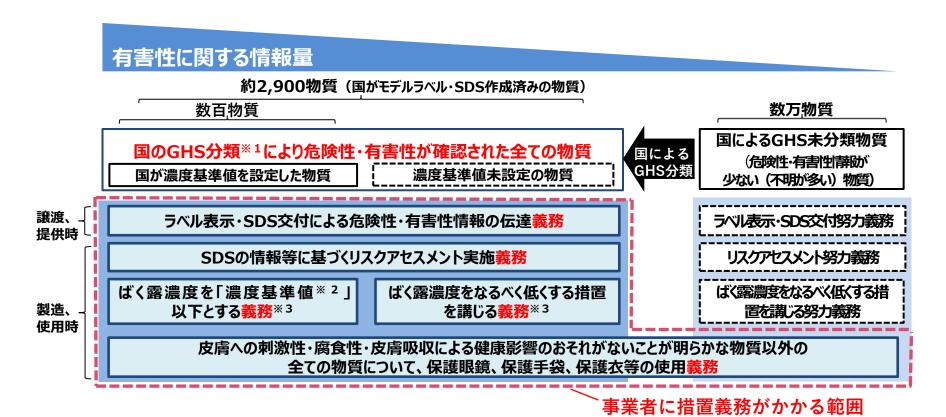
- → 労働者の化学物質の危険性・有害性への理解を高める
- ▶事業者がリスクアセスメントに基づき自律的な管理を行う

これまでの化学物質規制の仕組み(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生(規制とのいたちごっこ)



見直し後の化学物質規制の仕組み



- ※1 GHS(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・ 表示方法を定めている。
- ※2 濃度基準値「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」における「ばく露限界値(仮称)」を指す。
- ※3 ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択
 - ①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、 ④有効な呼吸用保護具の使用

15

ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行

- 労働安全衛生法(安衛法)に基づくラベル表示、 安全データシート(SDS)等 による通知とリスクアセスメント実施の義 務の対 象となる物質(リスクアセスメント対象物※)に、国によるGHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加する。
- 2022(令和4)年2月公布の労働安全衛生法施行令(安衛令) 改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、 生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された 234物質がラベル表示等の義務対象に追加された。ただし、2024(令 和6)年4月1日時点で現存するものには、2025(令和7)年3月 31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用 されない。
 - ※ リスクアセスメント対象物:
 - 労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加(続き)

ラベル表示·SDS交付義務対象物質の増加スケジュール

		2024年度 施行	2025年度 施行	2026年度 施行
ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度		234 物質	641 物質	779物質
原		生殖細胞変異 ん性、生殖毒性 が区分1	左記以外の いずれかが 区分1	区分1とな る有害性区 分なし

この他に政府は毎年50~100物質について分類を行い、順次ラベル表示・SDS交付を義務化する予定。モデルラベル、モデルSDSの公表も行う。

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

- (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置
- 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、
 以下の方法等で最小限度にしなければならない。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する
- ② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで, 労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として

2024(R6).4.1施行

厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、労働者がばく露される程度を、 厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準値)以下としなければならない。

	2022年度	2023~2026年度
濃度基準値の設定(施行まで1年程度)	67物質 2024年度施行	每年約200物質 ※

(※おおよその 検討対象物質 数)

(国のリスク評価済及び許容濃度等が設定されている物質が候補対象)

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務(続き)

- (2) (1) に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、 記録作成・保存
 - (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の 状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、 記録を作成し、3年間保存しなければならない。

(1)①に係る部分 2023(R5).4.1施行

(1)②に係る部分 2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるものは30年間保存である。

- (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務
 - (1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、

労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ivの方法等で、 最小限度にするように努めなければならない。

2023(R5).4.1施行

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質とその物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて労働者に障害等防止用保護具を使用させなければならない。

① 健康障害を起こすおそれの<u>あることが明らかな</u>物質(皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な 損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性

努力義務 2023(R5).4.1施行

義務 2024(R6).4.1施行

のいずれかで区分1)を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

- ▶ 不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用
- ② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 (①の労働者を除く)

努力義務 2023(R5).4.1施行

► 保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具の使用

皮膚等障害化学物質

- 皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト (以下、「使用義務物質リスト」とする)が令和5年7月に厚生労働省から公表。 (2022年度GHS分類物質が別途追加予定)
- ・皮膚刺激性有害物質:国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている物質。842物質(CAS番号ベース)
- ・皮膚吸収性有害物質:皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質。厚生労働省の行政検討会(化学物質管理に係る専門家検討会)で検討した特定方法により、皮膚吸収性有害物質に含まれる化学物質を特定したもの。321物質 (CAS番号ベース、通達上は対象物質296物質)

労働安全衛生規則第594条の2 (令和6年4月1日施行)

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ 又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下 「皮膚等障害化学物質等」という。)を製造し、又は取り扱う業務(略)に労働者を従事させるときは、不浸透性 の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

※四アルキル鉛中毒予防規則若しくは特化則の規定において、作業又は業務に関して、不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている。 8 5 物質

がん等の遅発性疾病の把握強化

2023(R5).4.1施行

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に

複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければならない。

また、医師がその罹患が業務によるものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる

労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、 記録を作成し、次のリスクアセスメントを実施するまでの期間(ただし、最低3年間)保 存しなければならない。

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務(健康診断等)

- (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等
- 2024(R6).4.1施行
- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、 リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、 必要があると認めるときは、医師等(医師または歯科医師)が必要と認める項目の健康診 断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。
- 1 2 (1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならない。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、<u>5年間</u>(がん原性物質に関する健康診断については30年間)保存しなければならない。
 - (2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、 または取り扱う業務を行う場合は、その業務の作業歴を記録しなければならない。 また、その記録を30年間保存しなければならない。

化学物質管理者の選任の義務化

(1)選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造し、取り扱い、または譲渡提供をする事業場(業種・規模要件なし)

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任
- ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

(2)選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門講習の修了者	
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし(専門的講習等の受講を推奨)	

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS(安全データシート)の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- · ラベル·SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理者講習テキスト



化学物質製造事業者向け化学物質管理者講習テキスト

■テキスト

□ リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者テキスト(令和5年3月公表)[PDF:7,777KB]

■動画

当該動画は「労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質管理に関する講習<u>(令和4年厚生労働省告</u> 示第276号)」のカリキュラムに基づき作成した講義動画です。

※受講者が単独で本動画の視聴では、上記告示に基づく講習を受講したことにはなりませんので、ご留意ください。

①化学物質の危険性及び有害性並びに表示等

https://www.youtube.com/watch?v=uXAXo91BII

②化学物質の危険性又は有害性等の調査

https://www.youtube.com/watch?v=WBOe3Hkahdc

③化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等

https://www.youtube.com/watch?v=Hjr9e2Hev8s

④化学物質を原因とする災害の発生時の対応

https://www.voutube.com/watch?v=Bmevv8uFVWc

⑤関係法令

https://www.youtube.com/watch?v=wo819oQGwHU

保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1)選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2)選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力有する者

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関 わる業務 2024(R6).4.1施行

- (2) 選任要件
 - ① 化学物質管理専門家
 - ② 作業環境管理専門家
- ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第1種衛生管理者又は 衛生工学衛生管理者
- ⑤ 作業主任者
- ⑥ 安全衛生推進者

雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていたが、この <u>省略規定を廃止</u>する。

危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行わなければならない。

SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日)施行

SDS情報の通知手段は、譲渡提供する相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、 事前に相手方の承諾を得なくても採用可能。

この改正は、通知方法の柔軟化を行うものであり、従来の方法のままでも問題はない。

改正前

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法 (磁気ディスクの交付、FAX送信など)

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- · FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、 変更があるときは更新しなければならない。更新した場合は、 SDS通知先に、変更内容を通知する。

2023(R5).4.1施行

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新と通知 が努力義務となる。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

● SDSの通知事項に新たに「(譲渡提供時に)想定される用途及び 当該用途における使用上の注意」が追加される。

2024(R6).4.1施行

- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、 重量パーセントの記載が必要となる。
- ※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記が可能。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パー セントによる表記を行ったものとみなされる。
- ※ 特別規則の対象物質以外の物で成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合は、10%刻みの通知ができる特例あり。 29

第三次産業における特徴

作業環境

- > 客先で作業のため、設備対策が不十分なことがある
- > 作業時の状況が刻々と変化することがある

作業方法

- > 状況に応じて対応
- > 保護具に頼る作業がある
- ▶ 一人作業になる場合が多く、OJT不足となる場合がある

管理

- > 化学物質についての教育が不十分な場合がある
- > 衛生管理者や化学物質管理者は兼務が多い

まずは化学物質の情報提供

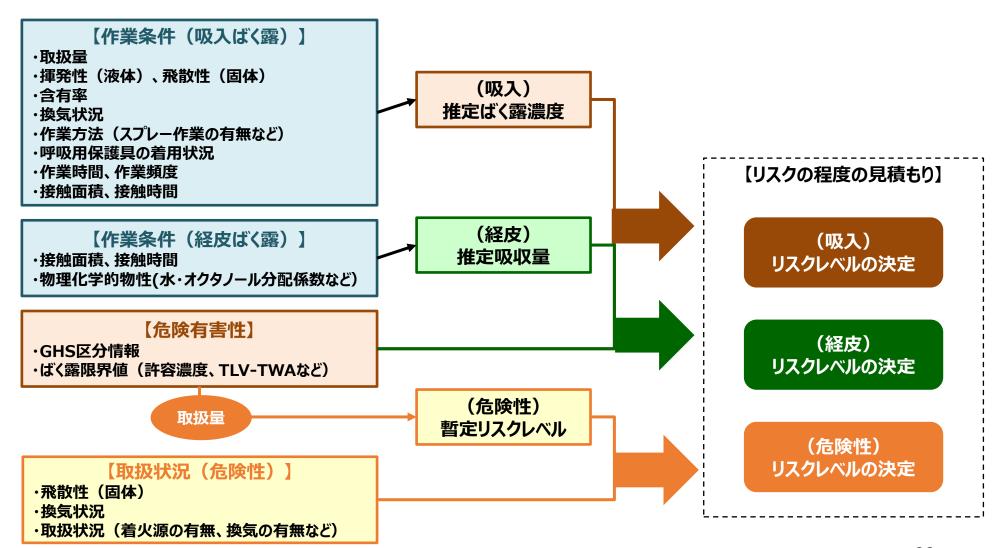
- ≻最新で、正確な情報であること
- ➤分かりやすく<mark>内容を正しく理解</mark>できるような表現にする こと
- ➤ When(いつ) · Where (どこで) · Who (だれが) · What (何を) · Why (なぜ) · How (どのように) 取扱うかが明確であること
- >情報を正しく理解するための教育や訓練が必要
- →慣れにより、定められた基準に従わなくなったりするよう な風習は改善すべき

まずは化学物質の情報提供



https://anzeninfo.mhlw.go.jp/

CREATE-SIMPLEにおけるリスクの見積もり方 (基本的な考え方)



ケミサポ: 職場の化学物質管理総合サイト



https://cheminfo.johas.go.jp/

ケミサポ:事業者がすべきこと

STEP 1 取り扱い化学物質を把握しましょう

- 1-1. こんな製品や化学物質を使っていませんか?
- 1-2. 取扱い物質をリストアップ
- 1-3. リスクアセスメント対象物に該当するか確認
- 1-4. その他の確認すべきこと

STEP 2 体制の整備

- 2-1. 化学物質管理者の選任
- 2-2. 保護具着用管理責任者の選任
- 2-3. 社内の周知・啓発

STEP 3 リスクアセスメントの実施

STEP 4 その他の4つのポイントを確認

- 4-1. 労働者への教育
- 4-2. ラベル表示、SDS交付
- 4-3. がん原性物質への対応
- 4-4. 労働災害時の対応

まとめ

- ▶全ての人の化学物質の危険性・有害性への理解を高める
- >当事者がリスクアセスメントに基づき自律的な管理を行う